

祇園社領莊園の再編

—— 顕詮と丹波国波々伯部保 ——

吉 永 隆 記

六〇

はじめに

本稿は、南北朝期における莊園制の再編過程を、祇園社領丹波国波々伯部保を素材に考察するものである。

近年、鎌倉末期から南北朝期は莊園制の転換期とされ、南北朝期以降における莊園制の展開は、前代と大きく変質した「室町期莊園制」として評価されている^①。

こうした莊園制の変質・再編過程を所職の変化から検討したのが網野善彦氏である。網野氏は、鎌倉期までの莊園制下において、下地支配と得分収取が分離・重層化（惣一庶、本家職―領家職など）していた状態が次第に一円化し、武家・公家・寺社が同質の一円領を持つようになる点を指摘している^②。網野氏が指摘した「職」の一円化は、所職の保有者が一元化され、同時に一円的な武家領や寺社領などが再編された点を明らかにしたものであるが、あくまで所職の変化に注目したものであり、具体的に莊園構造がどう変化したのかなど、実態的な動向の解明という課題が残された。

他方、工藤敬一氏は、室町幕府下で新たに展開した土地制度を「寺社本所一円領・武家領体制」として提示した^③。そして、この視点を発展させた高橋典幸氏は、莊園制再編に果たした武士や武家政権の役割に注目し、鎌倉幕府軍制下の「武家領対本所一円地体制」が、こうした制度の

前提となったことを指摘している^④。また、高橋一樹氏も鎌倉幕府を軸とした莊園領有体系の再編を論じる中で、鎌倉後期における関東御領と本所領の区分が、後の「寺社本所一円地・武家領体制」をかたちづかった点を指摘している^⑤。このような成果からも明らかのように、莊園制の再編は、武家政権が大きな役割を果たしていた。

武家政権による莊園制再編については、鎌倉幕府からの連続性が意識されつつ、主に室町幕府の莊園政策が検討されてきた^⑥。とりわけ半済令は、その面期性と、莊園制再編に果たした役割が評価され、注目を集めている。このような幕府政策レベルの検討と共に、具体的な在地社会の変化に注目した視点は、実態的な莊園制再編を検討する上で不可欠である^⑦。

この課題に対して、莊園制が在地社会レベルでどのように変質したのかについては、南北朝内乱の本質と共に、領主間紛争と地域間紛争の關係に着目が集まっている^⑦。「職」の一円化の過程で、本家や領家、地頭、惣庶といった、莊園の領主間における紛争が頻発し、同時に在地領主や沙汰人層間でも地域間紛争が起り、両者の結びつきによって地域の抗争が激化していくというものである。こうした情勢下で、中央の莊園領主が莊園経営を維持するには、実際に在地で経営にあたった沙汰人層の掌握が不可欠であったとされる。

このような沙汰人層を踏まえた視角について、伊藤俊一氏は、東寺領

播磨国矢野庄を素材に検討している。内乱期の矢野庄では、代官や使節が東寺から派遣され、東寺は沙汰人層が中核となる「荘家」と連携して在地経営を維持することに成功した^⑧。ただし、「荘家」を核とした経営を實現するには、「荘家」を安堵する守護の存在が大きく関わっていた。守護役が公事化し、守護役負担を組み込んだ新しい「荘家」体制のもと、矢野庄の経営は維持されていくという。矢野庄を素材とした伊藤氏の成果から、内乱期に沙汰人層の掌握を實現し、守護との折衝を果たした荘園が、室町期以降も維持されていくことが指摘されたのである。中世後期における荘園経営の存続が、沙汰人層の掌握や守護との関係に大きく規定される側面があることは、重要な視点である。

他方で、内乱期に大きく変化していく在地社会と同様に、荘園領主である諸権門が集中した京都においては、足利將軍家のもと幕府が置かれ、荘園領主をとりまく中央の社会情勢も大きく変化していた。荘園の所有権を有する荘園領主が、荘園維持のために中央で幕府とどのような折衝を行っていたかについては、検討の余地もあろう。

そこで本稿においては、南北朝期の祇園社領丹波国波々伯部保を素材に、以下の点について考察をしていく。まず、当該期における荘園の再編について、波々伯部保における領主権の変化に着目し、荘園領主による「職」の一円化が、祇園社領荘園でどのように進化したのかを検討する。次に、波々伯部保の一円化を推し進めた祇園執行・顕詮が、南北朝期に波々伯部保の在地経営をどのように維持したのかを検討し、在地動向を踏まえた寺社本所領荘園の維持について考察していきたい。

第一章 顕詮による波々伯部保一円化

第一節 波々伯部保の経営構造

祇園社領丹波国波々伯部保は、現在の兵庫県篠山市に所在し、篠山盆地の東端に位置した荘園である。波々伯部保は、近江国守富保、同国坂田保、備後国小童保と共に、「四カ保」と呼ばれており、祇園社の財政基盤となる重要な社領であった。波々伯部保の立荘、伝領過程については、川島敏郎氏の研究に詳しい^⑨。以下、川島氏の成果に拠りつつ、波々伯部保の相伝過程について概観しておく。

波々伯部保の成立は承徳二年（一〇九八）であり、丹波国波々伯部村の田堵らが私領を祇園社大別当行円へ寄進し、さらに行円が祇園感神院へ寄進したことに始まる^⑩。保には保司職が置かれ、行円の後は、その息である隆円から、隆円後家―寛円―顕玄―円意―顕秀―顕承と相伝されていった。川島氏は、仁安二年（一一六七）に延暦寺政所が下文をもって寛円の保領知を認めたことに注目し、保司職の相伝には山門の大きな関与があったことを指摘している。だが、顕承の後、弘安年間に顕尊と顕舜に分割相続され、顕舜はさらに顕増と顕恵の二子に分割相続したことからもうかがえるように^⑪、保司職の権益はやがて私領として相伝されるようになり、細分化していた。鎌倉後期には、保司職の一円的な権益は無実化していたのである。

さて、顕承から保司職を分割相続した顕尊の孫が顕詮である。顕詮は細分化し、多くの私領が散在するようになった波々伯部保内の所領を自身のもとへ集積し、一円化を進めていく。この過程については、次節にて考察していく。

他方、祇園社による波々伯部保経営を現地で担っていたのが、下司職

を相伝していた波々伯部氏である。波々伯部氏の出自は判然としないが、後述するように、祇園社との相論においては、自身を波々伯部保の開発領主とし、鎌倉幕府の御家人でもあったと主張していることから、立荘の頃からの有力な在地領主であったと考えられる。特に南北朝期以降は、丹波の国人として成長し、戦国末期まで波々伯部保に勢力を保持した。

波々伯部氏は、承久三年（一二二二）を初見に波々伯部保の下司としての活動が確認され、この段階では既に波々伯部盛経が下司職を相伝していた。^⑫ よって、少なくとも鎌倉初期には祇園社の荘園経営に波々伯部氏が組み込まれ、下司として在地経営を主導する立場にあったといえよう。しかし、波々伯部氏は祇園社の荘園経営を担う下司とは別の一面も見せている。建治二年（一二七六）には、波々伯部盛利が波々伯部保を押領し、祇園社によつて幕府に訴えられている。^⑬ このとき、盛利は「仮御家人号」^⑭ りて押領を行っており、御家人化を図っていたことがうかがわれる。

その後も波々伯部氏のこうした姿勢は変わらず、正安元年（一二九九）の「六波羅下知状案」からも、波々伯部氏の御家人身分と下司給分の帰属について、祇園社と波々伯部氏との間で相論が行われていたことがうかがえる。^⑮ この相論では、波々伯部氏が御家人であることが否定されたうえ、下司職および下司給分の田畠も祇園社に進止権があることが確認された。こうした波々伯部氏の動向は、非御家人が御家人身分を獲得しようとする動向の一例と捉えられる。^⑯ 波々伯部氏は、祇園社支配下から脱却する手段として、御家人身分の獲得を志向しており、祇園社領から自身の所領を切り離し、在地で独立した支配権を確立しようとしていたのである。

このように波々伯部氏は、御家人となることで祇園社支配から独立した所領確保を志向したが、結果は失敗に終わった。波々伯部氏は、この

後も下司として在地経営に携わる傍ら、祇園社の支配から脱却する姿勢を持ち続けた。在地における下司・波々伯部氏の動向は、後に祇園執行・顕詮の荘園支配に大きな課題となってくる。それは、波々伯部氏のような荘官（＝沙汰人層）の掌握は、南北朝期における荘園維持に不可欠の要素となってくるからである。

第二節 顕詮の所領集積活動と後醍醐天皇

鎌倉期の祇園社領波々伯部保では、保司職の一元的な進止権が分割相続のために細分化し、在地では下司が独立する動向を見せていた。以下では、鎌倉末期から進められた波々伯部保の再編過程について見ていく。波々伯部保の一円化を進める祇園執行・顕詮は、父の顕円から波々伯部保を相伝されるが、先述の如くその内実は細分化された所領であった。このようななかで、顕詮が保内所領の一円化を実現させていくことが可能であった要因は、自身による保支配の正当性を後醍醐天皇に保障してもらっていた点にある。

元弘三年（一一三三）六月、後醍醐天皇のもとで建武政権が成立し、旧領回復令が発され、それまでの相伝私領が停止された。

波々伯部保においては、すでに元亨三年（一一三三）に後醍醐天皇より私領の停止が指示されており、次のような論旨を顕詮が獲得していた。

【史料一】後醍醐天皇論旨^⑰

丹波国波々伯部保内田畠事、奏聞之処、^⑱ 上三甲乙人等伝領之儀、付二保務一、可^⑲ 管領一者、

天氣如^⑳ 此、悉^㉑ 之、以状、

元亨三年十月十日 左衛門権佐（花押）

祇園執行法眼御房^㉒

この論旨をもって、波々伯部保内に伝領されていた私領の田畠が停止

され、「保務」に付されることとなった。後宇多法皇が院政を停止し、後醍醐天皇の親政が開始されて間もない時期にこうした論旨が出されており、顕詮がいちはやく保支配の保障を後醍醐天皇に求めていたことがうかがえる。顕詮は、この論旨を得て以後、保内に所在する相伝私領の集積を進めていくのである。

私領の集積は、まず寄進という形で進行した。例えば、顕尊か顕円と近い人物と思われる広小路尼御前は、【史料1】の論旨から約一ヶ月後の十一月十八日に、「すこしのこりて候た」を顕詮へ寄進している。彼女は、相伝してきた私領の多くを売ってしまったが、論旨が下されたので、手元に残った田地を寄進することにしたという。また、尼の「せんほう」は、証文と一緒に二段六〇代の田地を顕詮に寄進している。

こうした自発的な寄進がある一方、保内の私領を手放そうとしない者もいた。吉田定房の継母である民部卿局は、保内の相伝私領のうち、三分の二を顕詮に請け負わせ、年貢分の上納を求めている。これに対し顕詮は請文を提出し、この度の「和与状」をもって、年貢を懈怠なく納入することを約束した。

このように、波々伯部保内には多様な人々の相伝私領が存在していたが、後醍醐天皇の論旨獲得を機に、顕詮のもとへ多くの私領が寄進されていた。寄進に抵抗のある者についても、顕詮は「和与」という形で、私領の一部を自身のもとへ集積していたのである。

また、顕詮の所領集積は、彼の一族も対象となった。顕増と顕恵の兄弟は、父の顕舜から波々伯部保の保司職を分割相続されていた。顕舜の時には既に分割されていた経緯から、二人が相続した所領は、かなり細分化したものであったことは想像に難くない。元亨四年（一三二四）、顕増は後醍醐天皇に働きかけ、保内の私領について、「別相伝之上、領掌不可有相違」という論旨を得ることに成功した。顕詮の一円支配を保

障していた後醍醐天皇から、例外的に私領を知行することが認められたのである。しかし顕詮は顕増と相論に及び、正中三年（一三二六）二月、「和与之儀」により、所領を切り取ることに成功した。この時は、顕増が相伝していた田畠三町五段一五代のうち、顕詮に五段が寄進されている。その後も顕詮による顕増所領の切り崩しは続き、八ヶ月後の十月、顕増は二町の下地を残して、残りを全て顕詮に譲与している。この時は顕尊や顕承の譲状などの証書類を全て顕詮に渡しており、間もなく顕増の弟である顕恵も、顕詮に全ての所領と証文を譲与した。顕増や顕恵が相伝してきた所領は、ほぼ全て顕詮のものとなったのである。

このような鎌倉末期における所領一円化の動きは、公家社会においても見られた。市沢哲氏によれば、家産をめぐる貴族間抗争が鎌倉後期に多発する理由として、貴族社会における分家の進行と抑制が衝突しはじめる段階にはいったためであるという。そして貴族間抗争の裁許を通じて「治天の君」に権力が集中し、その政治的地位を上昇させたことを指摘している。しかし、両統分裂によってこうした動きが阻害され、皇統の分裂が貴族の分裂を促進させることとなり、公家社会は大きな課題を抱えることとなった。その結果、専制的な性格の後醍醐天皇を出現させることになったという。

ここで市沢氏が明らかにした公家社会の動向は、所職や権益をめぐる寺社内部の抗争にも多大な影響を与えたのではなからうか。祇園社内部において、同時期に進行する保司職の一円化や、南北朝期へつながる執行職をめぐる対立は、鎌倉後期から続く公家社会の動向と密接に関わっており、波々伯部保の一円化も、こうした中央の政治動向とリンクして進行していたと考えられるのである。この点については、本稿で明らかにしえなかつたので、今後の課題としたい。

第三節 波々伯部保一円化と下司

一方、顕詮の所領集積は、在地の下司である波々伯部氏の給分も対象となった。元弘三年、後醍醐天皇は次の論旨を顕詮に発給した。

【史料2】後醍醐天皇論旨案²⁸⁾

祇園社領丹波国波々伯部保下司全丸半名、付惣保可令知行者、
天氣如^レ此、悉^レ之、以状、

元弘三年六月廿九日 式部少輔 判

助法眼御房^(五寿院顕詮)

ここでは、波々伯部氏の下司としての給分である全丸半名分についても、顕詮の一円的な保の管轄下に付すことが指示されている。全丸半名についての論旨が新たに発給されたのは、これ以前に当該所領が顕詮の管轄下になかったことを意味する。波々伯部氏は、鎌倉期から自身の所領として確保してきた全丸半名の当知行を、建武政権下でも維持していたのだろう。

しかし、後醍醐天皇に保の支配を保障された顕詮に対し、建武元年(二三三四)、波々伯部信盛は次のような和与状を提出するに至った。

【史料3】波々伯部信盛和与状²⁹⁾

〔端表書〕
「信盛」

和与

祇園社領丹波国波々伯部保下司分全丸半名事、任^二去年六月 論旨^一、
領家可^レ有^二御管領^一云々、爰為^二信盛普代相伝所帯^一之間、守^二去正中
和与状^一、重令^二和与^一之上者、隋^二本所々勘^一、有限御年貢以下公事
等、任^二先例^一可^レ致^二沙汰^一者也、此上若、或寄^二事於左右^一、難^二涉
御年貢以下^一、或号^二新法^一、成^二其煩於領家御管領之半名并惣保^一、
致^二向背^一者、且任^二正安六波羅下知^一、且依^二去年 勅裁 論旨^一、彼

全丸半名被^レ付^二惣保^一、信盛一族被^レ止^二庄家経廻^一之時、不^レ可^レ申^二子細^一者也、仍重和与状如^レ件、

建武元年九月廿七日 下司信盛(花押)^(波々伯部)

この史料は、前年の六月に発給された論旨(史料2)を受け、波々伯部信盛が顕詮に対して改めて和与状を提出しているものである。波々伯部氏側は、これ以前に「正中和与状」を提出していたが、後醍醐天皇の論旨を受けて再度提出したのである。後醍醐天皇から下司給分も顕詮の管轄下であることが認められるにおよび、信盛は全丸半名を給分として知行させてもらう代わりに、今後は年貢や公事を必ず進納すると誓約した和与状を再度提出せざるをえなかったのである。しかも、年貢の未納や、全丸半名以外の所領を押領した際は、信盛の一族が荘内から追放されても文句は言わないとまで誓約させられている。今回の和与では、顕詮が「下司分」の進止権に踏み込んでいる点が注目される。後醍醐天皇を背景にした顕詮の強い姿勢に対し、下司給分の確保に努めるしかない信盛の様子がかがえるのである。

このように、波々伯部氏が鎌倉期から祇園社と相論を繰り返し、その支配下から切り離そうとした全丸半名についても、建武政権下で強行に一円化を行う顕詮の前には、その管轄権を認めざるをえなかったのである。すなわち、この時期の顕詮は、抗争を続けていた下司・波々伯部氏に対しても、自身の強い支配下へ置くことに成功していたといえよう。本章を小括しておこう。丹波国波々伯部保は、祇園社の重要な社領であったが、鎌倉末期には個人の相伝私領が多く形成されており、顕詮が相伝した保司職の内実は、細分化された所領であった。顕詮は、積極的に親政を展開した後醍醐天皇から論旨を獲得し、その正当性を利用して、保内所領の集積を行った。それは、一族や下司に対しても強い姿勢で臨むものであった。

顕詮の所領集積活動の結果、波々伯部保では、短期間のうちに所領が集積された。すなわち、波々伯部保における一円化は、後醍醐天皇に一円支配を安堵され、細分化した私領を集積した顕詮の活動によって進行したのであった。顕詮は、分離・重層化していた保内の所領を自身の管轄下に置き、短期間のうちに所領群を形成したのである。

ただ、こうした顕詮の所領集積活動を、祇園執行としての活動と評価するのは注意が必要である。南北朝期に顕詮と執行職を争ったライバル、静晴に対しては、朝廷や幕府から波々伯部保の所領が安堵された形跡は見当たらない。そればかりか、静晴が執行職に在職していた時期において、波々伯部保の所領維持につとめていたのは顕詮である。この点については、次章で考察を進めることとする。つまるところ、顕詮が集積した所領群は、祇園社領として再編されたものではなく、専ら後醍醐天皇への働きかけをもとに、顕詮の家領として編成された所領群であったと評価すべきであろう。

顕詮は、鎌倉末期から建武政権期の不安定な政治情勢の中、後醍醐天皇の権力下で自身の権益拡大をはかっていたのである。顕詮の活動は、結果的に波々伯部保内の所領を一円的に集積することとなり、惣庄規模の家領編成をもたらした。荘園制転換期における波々伯部保では、顕詮の所領集積活動が展開され、荘園一円化を大きく進めることとなったのである。

第二章 波々伯部保再編と顕詮・室町幕府

第一節 顕詮の自力による家領維持活動

前章においては、後醍醐天皇を利用した顕詮の所領集積活動により、

波々伯部保の一円化が進行し、顕詮のもとに一円的な家領群が再編されたことを確認した。

しかし、南北朝の内乱期には、顕詮の家領群も大きな危機を迎える。祇園社内ではライバルである静晴との対立競合関係を抱えていた⁸⁾。同時に、丹波国が内乱の舞台となり、波々伯部保を巡る在地情勢も不安定になっていくのである。

在地の下司・波々伯部氏は、内乱を好機と捉え、北朝に属して丹波国内で軍事活動を展開した。そこには、鎌倉期に否定された御家人身分を獲得し、波々伯部保の支配を北朝権力下で実現させる意図があったのである。前章で触れたように、波々伯部氏は、自身の本領である全丸名半分(下司給分)でさえ、後醍醐天皇から正当性を保障された顕詮の管轄権を認めざるをえなかった。よって、波々伯部氏にとって内乱は、顕詮の強い支配下から脱却する好機であるとともに、後醍醐天皇(南朝)を相対化する権力下で権益拡大を実現し、波々伯部保を自身の支配下へ置く好機だったのである。

したがって顕詮は、祇園社内部と波々伯部保双方に対立競合関係を抱えていたといえる。では、顕詮は自身が再編した波々伯部保の所領群を、内乱の中でどのように維持しようとしたのであろうか。

建武二年(一三三五)、足利尊氏が建武政権を離反し、翌建武三年(一三三六)正月に京都へ入るも、翌月には九州へ敗走した。このとき、仁木頼章は丹波国に留まり、国内の国人らを統率して尊氏を追撃する軍勢を防ぐ役割を果たした。尊氏が五月に九州から東上すると、頼章はこれに合流した。その後、十二月に後醍醐天皇が京都を脱し、吉野へ逃れて南朝を開き、南北両朝が並立することとなる。このような情勢下、丹波守護となっていた仁木頼章が、建武四年(一三三七)に丹波から京都の高師直に次のような書状を送っている。

【史料4】仁木頼章書状案³²

祇園前執行顕詮法眼、自「最初」為「御敵」、構「城郭於当国波々伯部保内」候間、久下一族以下推寄、彼城追落候畢、加「之」、顕詮家人等、寄「来高山寺城」一、致「合戦」候之上、寄「丹後国成相寺荒河太郎三郎城」候之刻、顕詮坊人等多被「疵」、逃「来当国」候之間、召「置之」候、将又、彼家人越中房、通「吉野」、賦「綸旨於諸方」候之處、召「捕之」、於「当国曾他宿」、令「誅候畢」、爰顕詮、乍「為」朝敵「掠」賜院宣、「於二番御引付」、令「申」安堵「候之由承候」、可「有」御得意候、恐々謹言、

貼紙二云、建武四

八月廿三日 伊賀守頼章^(仁木) 御判

謹上 武蔵守殿^(高師直)

この史料により、顕詮が建武年間頃に丹波国波々伯部保へ下向していたことがうかがえる。すなわち、顕詮は南朝方として波々伯部保に城郭を構え、北朝軍と敵対していた。これに対し、北朝方の丹波国人である久下氏らが顕詮の城へ攻め寄せ、顕詮の城は落城し、保は頼章が指揮する北朝軍の制圧下に置かれたのである。

右の史料で注目されるのは、顕詮が下向に際して家人（坊人）を従えていたことである。顕詮の家人らは、北朝軍の籠もる高山寺城（丹波市）へ攻め寄せ、合戦を行った。その後、丹後国へ転戦し、成相寺城（宮津市）へ攻め寄せるも、負傷したうえ、再び丹波国へ逃げて来たところ、頼章に捕縛されたという。また、越中房という家人については、吉野と通じて南朝の綸旨を所持し、諸方へばらまいていたところ、北朝方に捕縛され、波々伯部保の西隣に位置する曾地宿において、頼章に誅殺されたという。

このように、顕詮や彼の家人らは、内乱期に南朝方として波々伯部保

を拠点に軍事行動をとっていた。祇園社の中枢にあった顕詮が、自ら家人を引き連れて下向し、このように最前線で軍事行動をとる必要があったのは、彼をとりまく対立競合関係による。仁木頼章が伝えるように、顕詮はこのとき「前執行」であり、現執行職にはライバルの静晴がついていた。京都では、足利尊氏が幕府を開き、これと敵対する後醍醐天皇は吉野で南朝を開いていた。顕詮が波々伯部保内の所領を集積し、自身の所領群を形成しえたのは、後醍醐天皇の後ろ盾によるところが大きかった。ところが、後醍醐天皇を相対化する北朝（幕府）の存在は、顕詮による波々伯部保支配の正当性を揺るがしうるものであった。丹波国人の多くは北朝方に属し、久下氏らは波々伯部保へも侵攻を行っていた。後述するように、下司・波々伯部氏もこうした北朝軍の軍事行動に加わっていたのである。

後醍醐天皇のもとで形成した波々伯部保の所領群を維持するため、顕詮は南朝方として波々伯部保を死守する必要があった。しかし、現地で莊園経営を統括すべき下司は、北朝方に属して軍事行動をとっており、顕詮は自ら莊園警固をせねばならなかったのである。そのため顕詮は、京都から家人たちを従え、現地へ下向し、波々伯部保内に城郭を築いて、侵攻勢力と戦ったのである。沙汰人層の掌握が叶わなかった顕詮は、戦乱下にある莊園を維持するため、自力による経営維持を図ったが、守護と在地勢力の侵攻の前に失敗したのである。

第二節 在地勢力による波々伯部保支配

―下司波々伯部氏と守護仁木氏―

前節において、丹波守護の仁木頼章は、顕詮およびその家人の動向を中央の幕府へ伝え、南朝方として幕府へ敵対していた事実を強調していた。頼章が顕詮の悪行を列挙した理由は、顕詮が花園院の院宣を獲得し、

幕府の引付において波々伯部保が安堵されたためであった。

実は、顕詮へ波々伯部保が安堵されることが死活問題であったのは、在地の下司・波々伯部氏であった。波々伯部氏の利益を代弁するため、仁木氏は幕府へ書状を出していたのである。次の史料は、【史料4】と関連して波々伯部氏が幕府に提出したものである。

【史料5】波々伯部信盛請文³⁴⁾

「上原孫神太執進信盛等状 状建武四 十 廿七」

丹波国御家人波々伯部又太郎信盛同一族等申、祇園社前執行顕詮法眼掠申、可_レ沙_二汰_一付波々伯部保_一之由事、去八月廿四日御教書案文謹下預候畢、抑当保者、信盛等先祖越中守盛里為_二開発領主_一、於_二領家_一者、為_二敬神_一、奉_レ寄_二祇園社_一畢、長日御供并天神供以下社役、無_二闕怠_一候、仍当社務静晴法印所_レ致_二其沙汰_一也、至_二下地_一者、信盛等、帶_二関東・六波羅御下知・御教書等_一、譜代相伝之上、去年〈建武三〉二月一日為_二勲功之賞_一、可_レ令_二領掌_一之由、所_レ被_レ成_二下_一將軍家御下文_一也、爰顕詮法眼乍_レ為_二御敵_一、掠_二申御教書於_一御使条、希代珍事也、彼顕詮寄_二来御方城高山寺等_一、或通_二吉野_一、賊_二綸旨於諸方_一之間、当国守護仁木伊賀守殿去八月廿三日御注進畢、則可_レ被_レ与_二奪引付_一之旨、九月二日被_レ下_二御教書_一、彼案文_二通謹進_一上之_一候、被_レ与_二奪御注進_一、於_二御引付_一者、九月二日也、顕詮掠_二賜御教書_一者、八月廿四日云々、已就_二後日御注進_一、被_レ經_二御沙汰_一之上者、朝敵人顕詮法眼掠訴、可_レ被_二棄捐_一候哉、以此旨_一可_レ有_二御被露_一候、恐惶謹言、

〔建武四〕

十月七日

(波々伯部)
源信盛(裏花押)

先に見た【史料4】の仁木頼章書状が出されたのは建武四年八月二十三日であったが、この波々伯部信盛の請文は、その後間もない十月七日に

出された。信盛は、八月二十四日に幕府から顕詮に波々伯部保安堵の御教書が下されたことを受け、波々伯部氏が保を支配する正当性と、顕詮の悪行を伝えている。特に顕詮の南朝方としての動向は、八月二十三日に守護の仁木頼章によって注進されたはずだと伝えており、内容も【史料4】と一致する。この点からも、頼章と信盛による幕府への働きかけは、一体のものであったことがうかがえよう。

そして波々伯部信盛は、波々伯部保の下地支配が正当であることに触れたうえで、恩賞として足利將軍家からも安堵されたことを主張している。そのうえ、祇園社への年貢は懈怠なく納めており、現執行の静晴へ確かに納入している点にも触れている。信盛は、顕詮と対立しつつ、現執行である静晴との関係から、下司としての正当性も主張しているのである。莊園領主と沙汰人層の関係が、内乱期の莊園維持に重要な意味をもつ点からも、波々伯部氏と静晴の関係は見逃せないだろう。この点については、次節で考察することとする。

以上のように、波々伯部信盛が【史料5】で幕府へ伝えたかったことは、顕詮に対する波々伯部保安堵の再考である。信盛は、仁木頼章による注進の前に顕詮へ御教書が下されたことを指摘し、南朝方として活動していた顕詮の罪を踏まえ、安堵の取り消しを求めた。そして波々伯部氏は、將軍家からの安堵に加え、静晴との関係から下司としての正当性も主張していた。敵方として守護からも糾弾される顕詮に対し、將軍家から安堵された事実や、守護から擁護を受ける信盛の主張は、幕府での裁許で有利であることは明らかだと思われる。実際、頼章の注進を受けた尊氏は、引付で再審理することを頼章に伝えている³⁵⁾。そして【史料5】からもうかがえるように、九月二日には引付で再度審理させる御教書が出されており、顕詮への安堵は幕府で再考されたのである。

しかし、波々伯部信盛の思惑とは逆に、波々伯部保を顕詮に安堵する

幕府の意向が覆ることはなかった。在地で敗戦し、実力による莊園維持に失敗した顕詮は、どのように波々伯部氏や守護による支配を覆し、波々伯部保の維持を実現したのであるか。次節においては、この点について、室町幕府との関係から考察したい。

第三節 顕詮の莊園維持と室町幕府

前節で確認したように、顕詮は、波々伯部保内に集積した所領群を維持するため、現地に下向して軍事行動をとっていた。しかし、自ら波々伯部保で防戦するも、北朝軍に敗れて、自力による保の維持に失敗したのである。その後の波々伯部保については、波々伯部氏が知行の正当性を主張し、仁木氏がそれを擁護していた。顕詮敗走後の波々伯部保は北朝軍に制圧され、仁木氏のもとで波々伯部氏が押さえていたのである。

その後、顕詮は院宣や御教書を獲得し、波々伯部保安堵を幕府から得ることに成功した。だが、守護仁木氏や波々伯部氏の働きかけによって、幕府でも再び審理されることになったのである。この時の在地での混乱の様子は、幕府から波々伯部保の地下遵行を命じられていた丹波国人の上原秀基が、「此上者可_レ為_二何様_一候哉」と、幕府へ確認をとっていることからもうかがえる。³⁰⁾

そして、暦応二年（一三三九）に至って、幕府は次のように、顕詮へ再び波々伯部保を安堵する裁許を下した。

【史料6】 足利直義裁許状。³¹⁾

祇園社前執行助法眼顕詮申、丹波国波々伯部保事

右、当保者、顕詮曩祖権長吏行円、為_二神供料所_一管領之後、曾孫顕玄法橋可_二師資相承_一之由、元久二年三月二日賜_二院庁御下文_一、先師顕円法眼正和三年正月廿六日讓_二与_一顕詮、於_二散在公田捌町_一者、被_レ寄_二附当社_一之条、永仁三年八月廿七日宣旨・延慶二年十月十五

日院宣炳焉也、安行庄住人又太郎信盛・宮田庄住人次郎左衛門尉以下輩、押領之由、帶_二建武四年八月六日安堵院宣_一、及_二訴訟_一之間、同廿一日經_二評議_一、十二月廿日以_二志賀弥太郎行貞・上原孫神太秀基_一沙汰付畢、而重乱入之由、依_レ称_レ之、可_二打渡_一之旨、去年八月九日課_二仁木伊賀守頼章_一、下_二御教書_一之処、九月廿四日執_二進信盛請文_一畢、当保下司職、為_二御家人領_一、可_二各別_一之由、雖_レ載_レ之、如_二顕詮所_一進六波羅正安元年十二月十六日同下知状_一者、下司氏澄代良盛与雜掌親円相論之間、於_二所職_一者、社家一円可_二進止_一之由、所見也、如_二嘉曆二年十二月十六日同下知状_一者、波々伯部新左衛門尉盛国越訴之間、以_二全丸名半分_一、依_二和与_一載_レ許畢、於_二彼状_一者、顕詮捧_二案文_一之処、信盛代経算備_二進正文_一之上、不_レ及_二子細_一、如_二元徳三年十一月廿一日奉書_一者、全丸名半分事、預所不_レ叙_二用下知状_一、可_二沙汰付_一云々、符_二合于嘉曆下知状_一之間、難_レ及_二一保違乱_一、^(a)如_二建武三年二月一日下司職下文_一者、為_二勲功之賞_一、雖_二宛行_一、為_二社領_一之条、見_二先段_一、爰顕詮、^(b)或為_二当国御敵張本_一之由、度々註_二進之_一、或降参之後、差_二遣家人重清於新田兵部少輔_一手_一之間、召_二捕之_一、進_二侍所_一之旨、頼章雖_レ載_二請文_一、相_二尋沙汰次第_一之処、如_二建武四年十二月廿八日侍所記録_一者、波々伯部住人左近次郎男事、白状所々変申畢、有_二所務沙汰_一歟、然而、先可_二召籠_一也云々、如_二津戸出羽権守入道々元与奪頼連・貞兼等写進同五年三月八日記録案_一者、祇園社前執行顕詮事、丹波国波々伯部次郎左衛門尉敵対之間、註進状難_二許容_一之旨、顕詮所_レ申非_二無_二子細_一、且直被_レ成_二御教書_一之上、侍所每相改之時、註進同篇、旁無_二其謂_一、可_レ被_レ閣歟云々、且三浦介高継侍所管領之時、顕詮不忠之由、頼章雖_二註申_一、糺_二明子細_一、無_レ誤之旨、奏聞之間、日野入道大納言家、達_二大宮中納言隆蔭卿_一、建武四年申_二賜安堵院宣_一訖、^(c)於_二信盛

等者、頼章依「扶持」^(a)、欲「申」^(b)「沈頭詮於罪科」之旨、所「申」之也、最初執「進敵人注進状」之条、頗頗難「信用」、次如「頼章請文」者、^(a)「当保殊為「諸方通用之用道」之間、^(b)丹生寺・香下寺凶徒等、依「可」得「力」、頼章構「要害於当所」、差「遣軍勢」之間、雖「塞」方々通路、限「于当道往反」、于「今無」相違「云々」、^(c)為「要害之地」者、兼日「可」言上「之處」、頭詮企「訴訟」之後、稱「信盛陳謝」^(d)「註進」、疑殆不「少」、^(e)次如「当執行静晴法印解状」者、頭詮者、罪科人也、於「神供」者、信盛沙汰之間、請取者也、頭詮不「可」相綺「云々」、去年五月十四日「以」岩井四郎左衛門尉家秀、下「彼状」畢、^(g)如「同人所」進頼章「状」者、頭詮為「御敵」之間、向後為「領家職」、恒例神役無「懈怠」、可「致」將軍家御祈禱「云々」、^(h)任「彼状」、勤「仕日御供」之由、稱「申」之条、前後變々之上、領家職亦不「賜」院宣者、争可「許容」一哉、⁽ⁱ⁾頭詮者、元弘以來給「御教書」、專為「御祈禱人」、建武三年七月祇「候東寺」、致「公私御祈」之由、院宣明白也、不「達」理訴「送」年月「之条」、為「不便之儀」歟、然則、停「止信盛違乱」、可「沙汰」付当保於頭詮、次信盛押領答并年々得分物事、構「要害」之由、守護人註申之上者、不「及」沙汰「者」、下知如「件」、

曆応二年十二月十七日

〔^(異)「足利直義」〕

左兵衛督源朝臣（花押）

以下では、右の【史料6】をもとに要点を確認しておきたい。

まず、波々伯部信盛が足利將軍家から安堵されたと主張している下司職については、確かに恩賞として宛行われていたことが確認された（傍線部a）。しかし、波々伯部保一円が社領であることを理由に、下司職および下司給分（全丸名半分）も頭詮が領掌することが認められた。ここでは、波々伯部氏が獲得していた將軍家からの恩賞が無効とされたのである。

る。

次に、頭詮の罪科については、仁木頼章からの注進などをもとに検討が加えられた。頼章は、頭詮の悪行について何度も幕府へ注進していたことがうかがえる。そして頭詮が降参した後も、その家人が丹波国で転戦した江田行義に味方したことなどを伝え、丹波国で軍事指揮にあたった守護としての立場から、頭詮の悪行を訴えている（傍線部b）。足利直義は、侍所の記録などから、頭詮が南朝方として敵対していた事実を少なからず確認するも、「於「信盛等」者、頼章依「扶持」、欲「申」「沈頭詮於罪科」之旨、所「申」之也」との見解を示している（傍線部c）。ここでは、仁木頼章と波々伯部信盛が扶持（被官）の関係にあることが指摘され、頼章も信盛と共に頭詮を罪科に貶めようとしているとの指摘がなされている。つまるところ、頭詮や家人が丹波国で行った南朝方としての動向よりも、頼章や信盛が頭詮を貶めようとしていることが前面に出されたのである。頭詮の敵対行動に半ば目をつむることで、強引な裁許に導いている印象を受ける。

また、波々伯部氏が波々伯部保を「押領」していることについては、守護の仁木頼章が積極的な弁護を行っていたことがうかがえる。頼章は、波々伯部保が摂津方面などへ通じる交通上の要所であると伝え、丹生寺城（神戸市北区）や香下寺城（三田市）の敵勢に備えて、要害を構えて軍勢を置き、通路の封鎖を行っているという（傍線部d）。すなわち、頼章は軍事作戦の一環として波々伯部保を要害地に設定したのであり、軍勢を置いているのもそのためである点を強調しているのである。これに対して足利直義は、要害地を設定する際は、すぐに幕府へ言上すべきであるにも関わらず、頭詮が訴訟を起こした後に、信盛の言い分を注進してきたのは不審なことであるとの見解を示している（傍線部e）。つまり、波々伯部保を「要害地」とした頼章に対して、頭詮が訴訟を企てたこと

に対応したのではないかと疑っているのである。頭詮によって訴えられた波々伯部氏の「押領」は、守護仁木氏によって、軍事作戦として正当化されていたのである。

さらに確認しておきたい点は、波々伯部氏の擁護者として、祇園社内からも幕府へ働きかける者がいたことである。それは頭詮のライバルであり、現執行の静晴であった。静晴は解状を幕府へ提出し、頭詮は罪科人であり、神供は信盛から静晴へ確かに納められていると伝えている（傍線部 f）。加えて、静晴が提出したもう一つの書状は、仁木頼章から静晴が受け取った書状であった。ここでは、頼章が静晴に対し、今後は波々伯部保を領家職として知行し、將軍家の祈禱をしてほしいと伝えている（傍線部 g）。頼章は、波々伯部保内に集積された頭詮の私的な所領群を否定し、今後は領家職、すなわち祇園社領として執行の静晴に知行させようとしていたのである。頼章の真意は、先に挙げた静晴の解状にうかがえる。静晴は、神供が波々伯部信盛から確かに納入されていることを祇園執行として幕府へ伝えており、信盛が下司として正当に在地経営を行っていることを証言したのである。

ここに、祇園執行、守護、下司（守護被官）の三者による波々伯部保の新たな経営構造が見られる。これまで東寺領莊園などを素材に明らかにされてきたように、莊園領主は在地の沙汰人層ら在地勢力と結びつき、そこへ守護支配を組み込むことで、南北朝期以後も莊園の維持を実現したとされる。³⁸ 波々伯部保では、内乱期に守護と莊官が結びつき、一円的な支配を達成した頭詮を排除する運動が在地で展開された。こうした動きは、祇園執行へも結びつき、静晴が在地の経営構造を承認することで守護支配を組み込んだ波々伯部保の莊園構造が現出するのである。この段階において、在地の守護や沙汰人層と連携し、守護支配を受け入れる形で莊園維持を達成していたのは、祇園執行・静晴であった。

しかし、今回の裁許において、この莊園経営構造は覆されていくことになる。静晴の解状に対して足利直義は、その証言を疑ったうえ、領家職（執行職）として波々伯部保を知行することも、院宣が下されていないことを理由に否定的な見解を示した（傍線部 h）。そして、頭詮が元弘以来御教書を給わり、「御祈禱人」として、これまで「公私御祈」をしてきたことが明白であるとの理由から、波々伯部保を頭詮に安堵するとの裁許を下したのである（傍線部 i）。この裁許からもうかがえるように、頭詮が守護や下司、現祇園執行を相手にした相論から波々伯部保の安堵を勝ち得たのは、彼が「御祈禱人」であったためである。南朝方として敵対していた経緯や、在地で守護を軸とした莊園経営構造が形成されていたとしても、「御祈禱人」、すなわち足利將軍家の御師であることは、それらを覆しうるものであった。

この点については、頭詮やその息子・頭深を素材に、將軍家御師職を媒介に京都支配を進めようとする室町幕府の意図が指摘されている。³⁹ とりわけ三枝暁子氏は、頭詮が室町幕府との関係を築いたことにより、山門が補任権を有していた祇園社執行職が、御師職に安堵されるようになることを指摘している。幕府にとっては、御師職を媒介に山門支配から祇園社を切り離し、自身の強い支配下に置くことにより、幕府の京都支配が強化されるという。將軍家の御師職は、將軍との師檀関係をもとに幕府が創出した職であるが、初期の室町幕府にとって御師職は、京都支配を進展させる重要な要素だったのである。

他方、頭詮にとっても將軍の御師であることは、非常に有益であった。三枝氏が指摘するように、祇園社が山門の支配から独立した領主権を確立しえたのも、御師職を媒介にした幕府との関係によるものである。本章で見てきた波々伯部保をめぐる裁許についても、御師であることが全てを覆したと言っても過言ではないだろう。波々伯部保の事例は、御師

職が制度的に成立する以前においても、將軍との師壇関係が莊園維持にとって大きな意味を持っていたことを意味している^④。顕詮は、實力による莊園維持に失敗し、南朝方として敵対したという不利な要素を抱えつつも、將軍との個人的な師壇関係によって、その維持に成功したのである。

本章を総括しておこう。顕詮は、内乱期に波々伯部保へ下向し、南朝方として自ら侵攻勢力と戦っていた。それは、後醍醐天皇を後ろ盾に保内所領の再編を進め、一円的な所領群を形成した顕詮が、所領維持のために南朝の正当性を保持する必要があったためである。しかし、顕詮は北朝軍の侵攻によって敗走し、波々伯部保は守護・仁木氏のもと、波々伯部氏が「押領」することとなった。

他方、下司の波々伯部氏は、北朝軍に属して転戦し、將軍から下司職を安堵され、守護被官として幕府に貢献していた。顕詮が波々伯部保安堵の御教書を得た際も、丹波守護の仁木氏や、祇園執行・静晴が波々伯部氏を擁護し、南朝方として敵対した顕詮を厳しく非難した。波々伯部保では、守護を紐帯とした新たな莊園の経営構造が形成され、顕詮はこの構造から外れてしまう。波々伯部保においても、守護支配を組み込んだ新たな莊園構造が展開していたのである、

だが、幕府は守護を軸とする在地秩序を無視し、顕詮に波々伯部保を安堵した。顕詮の自力による莊園維持は失敗したが、中央における幕府（將軍家）との師壇関係を梃子に、その失敗を覆したのである。顕詮は、室町幕府の判断により、祇園社の執行としてではなく、將軍家の御師として返り咲いた。後に顕詮が補任される御師職は、執行職の保持や山門からの独立だけでなく、莊園（社領）維持にも非常に意味のあるものであったといえよう。室町幕府のこうした姿勢を、中央の莊園領主らのごとくのように受け止めたかは想像に難くない。莊園領主にとって困難な課題

であった内乱期の莊園維持においても、將軍との関係が非常に有効であることを認識させたのである。

おわりに

最後に、本稿を総括し、展望を述べたいと思う。顕詮の所領集積によって、鎌倉末期より一円化が進行した波々伯部保では、顕詮の家領群が形成された。顕詮の一円支配を保障していたのは後醍醐天皇であったが、建武政権の瓦解により、顕詮は自身で家領を守る必要があった。沙汰人層の掌握が叶わず、祇園社内部にも対立者を抱えていた顕詮は、自力による莊園維持を図り、下向した。顕詮の莊園維持は失敗するが、中央で幕府（將軍家）との関係を梃子に、守護や下司が築いた在地秩序を覆して、波々伯部保の安堵を獲得したのである。

顕詮が足利尊氏の御師となったのは、元弘三年が初見とされる。しかし尊氏の御師となって以後も、顕詮は南朝方として軍事行動をとっていた点も忘れてはならない。少なくとも建武年間においては、顕詮の家領を維持しうる実利的な求心性を、尊氏にまだ見出していなかったといえよう。南朝、北朝いずれに付くかで自身の権益が左右される情勢の中、顕詮は波々伯部保に形成した家領を維持する必要があった。ゆえに、自身の権益を脅かす侵攻勢力に対して積極的な軍事行動を起こしたのである。

そして幕府が開かれると、顕詮は將軍家の御師となった。顕詮が南朝方として敵対した過去を抱えながらも、御師であることを理由に返り咲けたことは、中央の莊園領主のみならず、在地の国人や沙汰人層にも、広く將軍権力の有用性を認識させることとなったはずである。仮に莊園領主が沙汰人層や守護との関係を構築できず、莊園維持が困難になった

としても、京都には在地との関係に規定されず、荘園の安堵をもたらず幕府が置かれていた。このように、荘園安堵を通じた諸権門の幕府に対する求心力は、やがて荘園を通じて在地社会へも広がっていくのである。

また、在地の下司である波々伯部氏は、内乱期に守護・仁木氏と関係を築き、守護の支配下で波々伯部保支配をはかった。しかし、將軍の御師となった顕詮に、波々伯部保が安堵されてしまった。それは波々伯部氏にとって、予想外の結果であったと思われる。この後、波々伯部氏は、將軍との関係を意識し、將軍家祈願寺を軸とした在地支配を展開していくのである^④。

南北朝期以降、波々伯部保が一円的な祇園社領（顕詮領）として存続できた要因は、顕詮と將軍の師壇関係にあった。だが、保が一円的な祇園社領の枠組みを維持しえたのは、顕詮が後醍醐天皇との関係をともに、保内所領の一円化を進めたからにはかならない。「職」の一円化の過程には、単に幕府や荘園領主によって荘園の枠組みが再設定されるだけではなく、荘園領主自身による、一円化に向けた実態的活動もあつたのである。内乱期には、兵糧料所の設定や守護の侵入が顕著になってくるが、幕府の荘園政策や守護との折衝を経て、寺社本所領は再設定されていく。顕詮の活動によって波々伯部保に一円的な家領が形成されたことは、波々伯部保が祇園社領荘園として再編される下地となった。そして、幕府がそれを安堵することで、室町期に続く一円的な祇園社領荘園として再編されたのである。

さて、祇園社領荘園として再編された波々伯部保の実態は、第一章で指摘したように、顕詮の家領群が下地となったといえる。そして顕詮の家領と化した波々伯部保が、そのまま祇園社領として存続したこと、祇園社の社家が執行職や御師職を相伝する顕詮流に固定化したことは、決して無関係とはいえない^⑤。すなわち、顕詮の時期以降に確立していく

社家という家の固定化と、同時期に再編されていく寺社本所領の枠組みは、南北朝期に進行した現象として、総合的に検討されるべきではなからうか。この点については、今後の課題とせざるをえない。ただ、顕詮の家領と化した波々伯部保を安堵し、その枠組みを社領として確定させた幕府は、祇園社の荘園維持に欠かせぬものとなった。すなわち、祇園社領荘園は、顕詮の活動によって、幕府に依存せざるをえないものに再編されたのである。

註

- ① 伊藤俊一氏は、解体期とされてきた南北朝から室町期における荘園制研究を「中世後期荘園制論」として再評価し（「中世後期荘園制論の成果と課題」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇四集、二〇〇三年）、東寺領荘園などの検討を通じて、当該期特有の荘園構造を明らかにしており（『室町期荘園制の研究』塙書房、二〇一〇年）、近年は中世後期における荘園制を、「室町期荘園制」として捉える視角が定着している。
- ② 「荘園制の転換と領国制の形成―所領政策をめぐって―」（『日本中世土地制度史の研究』塙書房、一九九一年、初出は一九七四年）。
- ③ 「荘園制の展開」（『荘園制社会の基本構造』校倉書房、二〇〇二年、初出は一九七五年）。
- ④ 「鎌倉幕府軍制の構造と展開」、「荘園制と武家政権」（ともに『鎌倉幕府軍制と御家人制』吉川弘文館、二〇〇八年に所収、初出はそれぞれ一九九六年、二〇〇二年）。
- ⑤ 高橋一樹「荘園制の変質と公武権力」（『歴史学研究』第七九四号、二〇〇四年）。
- ⑥ 村井章介「徳政としての半済令」（『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出は一九八九年）、井原今朝男「室町期東国本所領荘園の成立過程―室町期再版荘園制論の提起―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇四集、二〇〇三年）、永井英治「初期室町幕府の荘園政策」（『南山経済研究』第一九卷第三号、二〇〇五年）、同「南北朝内乱期の荘園制

と幕府・朝廷―寺社本所領回復令・荘園興行・朝廷興行―（『同前』第二〇巻第一号、二〇〇五年）、松永和浩「軍事政策としての半済令」（『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、二〇一三年、初出は二〇〇七年）など。

⑦ 小林一岳「地域紛争からみた南北朝の「戦争」」（『歴史学研究』第七三〇号、一九九九年）。森茂暁「法勝寺領美濃国舟木荘只越郷をめぐる惣庶の対立と南北朝の争乱」（『福岡大学人文論叢』第三八巻第二号、二〇〇六年）。高橋典幸「荘園制と悪党」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇四集、二〇〇三年）。田中大喜「南北朝期在地領主論構築の試み」（『歴史評論』第六七四号、二〇〇六年）。

⑧ 「南北朝～室町時代の地域社会と荘園制」（『室町期荘園制の研究』塙書房、二〇一〇年、初出は二〇〇一年）。

⑨ 「祇園社領「四カ保」の形成と相伝について」（『古文書研究』第一四号、一九七九年）。

⑩ 「草南条波々伯部村田堵等立券解文案」（八坂神社社務所編『八坂神社文書』（以下、『文書』）下巻、一九四〇年、第一六八三号）。番号は、『文書』内で付されている番号。

⑪ 「顕恵書状案」（『祇園社記続録』第六）。なお、「祇園社記」（以下、「社記」）、「祇園社記続録」（以下、「続録」）、「祇園社記雑纂」（以下、「雑纂」）は、『増補史料大成』（臨川書店、一九七八）所収のものを用いた。「社記」は『増補史料大成』第四五巻、「続録」と「雑纂」は『同』第四六巻に所収されている。

⑫ 「関東御教書」（『文書』下巻、第一六八八号）。

⑬ 「六波羅施行状」（『文書』下巻、第一六九三号）。

⑭ 「社記」御神領部第二。

⑮ 高橋典幸「御家人制の周縁」（『鎌倉幕府軍制の研究』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は一九九六年）。高橋氏は、御家人役をすすんで勤仕し、御家人化を志向する非御家人を「御家人予備軍」と呼称している。

⑯ 「京都大学文学部博物館所蔵古文書集」（『兵庫県史』史料編中世八（兵庫県史編集専門委員会編、一九九四年）所収、「八坂神社文書」（以下、『県史』第四二二号）。番号は『県史』で付されているもの。なお、本史料の案

文は、「社記」御神領部第二に収められている。

⑰ 『文書』下巻、第一七〇一号。

⑱ 「尼せんほう置文」（『社記』御神領部第三）。

⑲ 「民部卿局袖判侍者奉書」（『文書』下巻、第一七〇四号）。

⑳ 「社務執行宝寿院顕詮請文案」（『文書』下巻、第一七〇六号）。

㉑ 保内には「ひろはしとの（広橋光業）、御ミやうてん（名田）も存在しており、その事実は「しやうけの物とも百しやういけしらぬ物なく候」とのこととで、少なからず公家の私領も形成されていた（「心女田地讓状」『文書』下巻、第一六九七号）。

㉒ 「後醍醐天皇御旨案」（『社記』御神領部第二）。

㉓ 「法眼顕増和与状」（『文書』下巻、第一七〇九号）。

㉔ 「大別当顕賀・法眼顕増和与状」（『文書』下巻、第一七一一号）。

㉕ 「法眼顕恵讓状」（『文書』下巻、第一七一五号）。

㉖ 顕増らが顕詮に届したことにについては、顕恵が「雖_レ致_二訴訟_一、毎度依_レ被_二棄置_一、顕増法眼奉_二和談_一」_二とたと伝えてい_一る（『法眼顕恵書状』『文書』下巻、第一七二三号）。

㉗ 市沢哲「鎌倉後期公家社会の構造と「治天の君」（『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出は一九八八年）。

㉘ 「社記」御神領部第二。

㉙ 『文書』下巻、第一七二〇号。

㉚ 波々伯部氏が正中年間に和与状を提出していたことは、正中三年三月三日付けの「勝算請文」（『文書』下巻、第一七一〇号）よりうかがえる。ここでは、波々伯部氏が「下司職和与進物用途」として二五〇貫を納入することになっており、全丸名についても、「弘安実検帳」を守って勤仕するとしている。

㉛ 顕詮と静晴の競合関係については、小杉達「祇園社の社僧（上）（下）」（『神道史研究』第一八巻第二号・第三号、一九七〇年）吉田通子「南北朝期争乱の一形態」（『法学研究』第六三巻第九号、一九九〇年）などを参照。

㉜ 「雑纂」第五。

㉝ 花園院が顕詮へ波々伯部保を安堵した建武四年八月六日付の院宣案

〔『文書』下巻、第一七二四号）では、「武家無_レ其_レ誤_レ之由被_レ申候」とあり、花園院から幕府への働きかけがあったこともうかがえる。

- ③4 『文書』下巻、第一七二三号。
 ③5 「足利尊氏書状」（『続録』第三）。
 ③6 「上原秀基請文案」（『続録』第三）。
 ③7 「足利直義裁許状」（『南部晋氏所蔵文書』『県史』第九二号）。
 ③8 「要害地」については、前掲註⑦田中論文などを参照。
 ③9 前掲註⑧伊藤論文や前掲註⑦高橋論文など。
 ④0 瀬田勝哉「中世の祇園御霊会―大政所御旅所と馬上役制」（『洛中洛外の群像―失われた中世京都へ』平凡社、一九九四年、初出は一九七九年）、三枝暁子「室町幕府の成立と祇園社領主権」（『比叡山と室町幕府―寺社と武家の京都支配―』東京大学出版会、二〇一一年、初出は二〇〇一年）。
 ④1 前掲註④三枝論文によれば、將軍家御師職が制度的成立をみたのは、観

応二年（一三五二）から文和元年（一三五二）にかけてであると指摘されている。一方、顕詮と足利將軍家の師檀関係は元弘三年（一三三三）から確認できるといふ。

- ④2 南北朝期以降、波々伯部氏は守護との関係をもとに波々伯部保の在地支配を進展させ、やがて將軍との関係をもとに祇園社の在地支配に対抗していく。こうした波々伯部氏の動向については、稿を別にして論じることとする。

- ④3 顕詮や顕深の時期に、祇園社が独自の領主権を確立し、宝寿院流（顕詮流）が執行職や御師職を相伝していく過程については、前掲註④三枝論文に詳しい。

（本学大学院博士後期課程）